

日本における少數株主をめぐる問題

砂田太士(Sunada Taiji)

福岡大學 法學部

(略語表)

商=商法、商特（監特）=株式會社の監査等に關する商法の特例に關する法律（商法特例法・監査特例法）、商登=商業登記法、有=有限會社法

民集=最高裁判所民事判例集、判時=判例時報、判タ=判例タイムズ
平成13（2001）年改正法=商法等の一部を改正する等の法律（平成13（2001）年6月22日成立・議員立法）。10月より施行。

企業統治關係商法改正法案=商法及び株式會社の監査等に關する商法の特例に關する法律の一部を改正する法律案（平成13年（2001）5月30日提案・議員立法）

中間試案=商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案（平成13（2001）年4月18日法務省法制審議會會社法部會）

1 はじめに

日本においては、昭和56（1981）年の商法改正に基づくいくつかの株主の権利の強化に伴い、株主がその権利を行使することが多々見受けられるようになった。そこで、本報告では、まず日本の會社制度および株主の権利について概観し、ついで、本題である「日本における少數株主をめぐる問題」について、問題點を明らかにし、最近の立法の動向について述べることにする¹⁾。なお、本稿は、ウルサン大學にて開催されたセミナーでの報告が行われた2001年9月11日現在の法令に基づき記述している（商法は2001年10月1日より一部改正）。

1) 本稿は、セミナー當日に配布されたレジュメ、および當日の報告用に用意した原稿に（當日は時間の都合上、準備した原稿のすべてを報告していない）、加筆訂正し最小限の注を付して再構成したものである。したがって、論文の體裁だけは整えているが、その實は論文とは言えない研究ノートまたは資料的なようなものであることを豫めお断りいたします。

實際の報告では、日本の會社法および株主権について基礎的なことを示している本文の1および2については時間の關係上省略し、3についてもその中心を3-4においていたため簡単な説明ですませている點があった。これらの點については、本稿においては報告用に用意した原稿を掲載している（加筆訂正箇所はある）。

なお、現在、日本では、コーポレート・ガバナンスの觀點から、商法および關係する法令の改正作業中です。この作業により、近い將來、日本の商法、とりわけ會社法は新しい姿に變わることになります。この作業については、例えば、平成13（2001）年4月18日の法務省法制審議會會社法部會の公表した「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」のうち、株式制度の見直しおよび會社關係書類の電子化に關しては、法務大臣の諮詢機關である法制審議會は、平成13（2001）年9月5日に「商法等の一部を改正する法律案要綱案」を法務大臣に答申した。

1 - 1 日本における會社の種類

商法および有限會社法により、設立することのできる會社は次の4種類となっている²⁾。

合名會社（商62條以下参照）

社員（無限責任社員）からなる。社員は出資をするとともに（商63條5號・89條）、業務執行の行うことができる（商70條）。社員が1人となると解散原因となる（商94條4號）。

合資會社（商146條以下参照）

無限責任社員と有限責任社員からなる（商146條）。有限責任社員は出資を行うが（商150條）、業務執行に關しては、原則的に無限責任社員にのみ認められている（商151條）。いずれか一方の社員がすべて退社したときは解散原因となるが、新たに退社した種類の社員を加えて、または無限責任社員のみの場合には合名會社として、それぞれ會社を繼續することができる（商162條）。

有限會社（有限會社法参照）

社員總數の上限が50名であり（有8條）、社員は出資の義務を負うものの會社債權者に對して直接責任を負うことはない（有17條）。最低資本金は300萬円（有9條）。社員の持分の譲渡は、社員間では容易だが社員ではない者への譲渡には厳格な手續が必要（有19條）。社員が1名になつても解散原因とはならない。取締役が經營を行う（有25條以下）。會社の機關は、株式會社より簡易化されている。

株式會社（商165條以下参照）

出資者たる社員を株主といい、株主が1名の株式會社も設立できる（株主が1名になつても解散原因とはならない）。株主は出資義務を負うのみで、會社債權者に對して直接責任を負うことはない（商200條）。最低資本金は1000萬円（商168條ノ4）。株式は原則的に譲渡が自由であり、これを制限することもできる（商204條）。株式會社の機關は、株主（株主總會）、取締役（取締役會）、代表取締役、監査役（大會社の場合は監査役會）と法定されており、それぞれの機關がその權限を行使するようになっている。

1 - 2 株式會社の區分

株式會社は、また商法特例法の規定により、次の3つの種類「大會社」・「中會社」・「小會社」に分けられる。

「大會社」は、資本金5億円以上または負債總額200億円以上（商特2條）の株式會社である。「小會社」は、資本金1億円以下かつ負債總額200億円未滿（商特22條）の株式會社である。これらのいずれにも該當しない株式會社が「中會社」である。

これらの會社にあっては、上記の資本金および負債總額の違いの他、監査體制（監査役・會計監査人）に違いがある。たとえば、大會社においては、監査役の人數は3人以上で

2) 國稅廳のホームページに公表されている1999年度の統計によると（www.nta.go.jp）、おおよそ次のようになっている。（ ）内は、全體に占める割合。株式會社は約109萬社（43.1パーセント）、有限會社は約140萬社（54.1パーセント）、合名會社は約6000社（0.2パーセント）、合資會社は約3萬社（1.2パーセント）である。なお法人統計のため、（ ）内の割合の合計が100パーセントにならない。

あり、その中の一人は社外監査役でなければならず、さらにはまた監査役の互選により、常勤監査役を一人以上設けることも要求されている（商特18條）。しかも監査役は監査役会を構成している（商特18條の2）。また外部の者である会計監査人も必要とされている（商特1・2條）。中會社および小會社には、このような規定はなく、小會社の場合、その監査役の権限は会計監査に限られている（商特22條以下）。

ちなみに、國稅廳の1999年度の法人に関する統計によれば（前掲・注2参照）、株式會社の數は約109萬である。そのうち資本金が1億円に満たない會社（小會社）は約105.5萬社となっている。このことは、日本における株式會社の大部分が小會社であることを示しており、中會社および大會社はわずか約3.5萬社（3.2パーセント）にすぎない。

また會社は、これらの區分の他に、株式の譲渡性の觀點から、株式譲渡制限會社と呼ばれるものがある。株式譲渡制限會社とは、會社の定款の定めにより、株式の譲渡について取締役會の承認を要するとすることができる會社である（商204條1項但書）。株主の株式譲渡自由の原則の例外であり、株主間の信頼に基づき株式會社といえる。株式譲渡が制限されることから、閉鎖會社（閉鎖的株式會社）とも呼ばれる。

2 株主の有する主な権利

それでは株主には、どのような権利があるのでしょうか。以下のようないくつかの権利が、株主に対して認められている。

2-1 株式會社から利益を得ること（自益權）

株式會社である以上、會社から利益配當（商290條）、殘餘財産の分配（商425條）等、財產上の利益を受ける権利がある。これは、1株でも有していればその権利を有するものであり（原則）、株式數に従い利益配當等が行われる。このような権利を、自益權という。

2-2 株式會社の經營への關與（共益權）

株主である以上、例えはその有する株式數に従い議決權を有しており、株主總會にて議決權を行使することができるほか（商241條1項）、その有する株式數によっては、株主總會を招集すること（株主による株主總會招集權・商237條）、株主總會での議案等を提案することも可能である（株主提案權・商232條ノ2）。このように、株主が會社の經營に參加するような権利を、共益權という。また累積投票により取締役を選任することも可能である（商256條ノ3）。

2-3 株式會社からの退社

株式會社である以上、株主が當該會社からの退社するには、その有する株式を他へ譲渡することにより當該會社の株主ではなくなるというのが原則。株式譲渡制限のある會社では、株式譲渡につき制約を受けるので、退社は譲渡自由の會社に比べて容易にできるものではない。したがって、株式譲渡制限のある會社では、株主の有する株式を會社が購入することが認められている（商204條ノ2、商204條ノ2ノ2）。ところで、これ以外にも、株主に會社が當該株主が有する株式を買い取ることを請求する権利（株式買取請求権）が認められている場合がある。例えば、會社の營業を全部譲渡することに反対した株主（商245條ノ2）、合併に反対した株主（商408條ノ3）等には買取請求権が認められている。これらにより、その有する株式を會社に買い取らせることにより、當該會社から退社する（株主ではなくなる）。

3 少數株主をめぐる問題

上記2で示した株主の権利（とくに少數株主の権利）が、支配株主または大株主により侵害されるようなことがあり得る。以下では、これらの場合について述べる。

3-1 株主總會をめぐる問題

a 株主總會通知の瑕疵

株主總會通知の瑕疵は、株主總會決議の瑕疵事由のうち決議取消事由となる（商247條1項1號）。

例えば、最判昭和55年6月16頁判タ978號112頁は次のような事件であった。XはY會社の株式を2700株所有していた。Xは法定期間に6日足りない總會招集通知を受け取るが、以前に代表取締役より總會の議題、開催日時・場所(株主の住居と同一の建物)を知らされていた。残りの7300株式を有する株主が出席し、全員一致で會社の解散決議がなされた。Xはこの決議には手續的に瑕疵があることを理由に、株主總會決議の取消を求めた。これについて、最高裁判所は、このような瑕疵は、決議の結果に影響を及ぼすものとは認められず、決議取消請求を棄却するのが相當であると判示した。なお最判昭和46年3月18日民集25卷2號183頁参照のこと。

また、商法は裁量棄却の規定（商251條）を設けている。これは、瑕疵が軽微で、しかも決議の結果に影響を及ぼさないことの2つの要件をみたす場合には、裁判所は決議取消の請求を棄却ができるというものである。

なお、取締役等が株主總會においてその説明義務（商237條ノ3）に違反する場合も決議取り消し事由となることから、これを理由として株主總會決議の取り消しを求める裁判例もある。

株主總會決議の瑕疵事由のうち決議取消事由に關しては、ここに挙げた例のほかにもいくつかの例がある。株主總會決議の取消請求は、株主の立場からは少數株主権ではなくいかなる株主も行使することができる。しかし、判例及び裁量棄却の規定からは、決議取消の訴えが提起された場合でも、その決議取消事由が軽微であると考えられるときは、そこでなされた決議の効力に影響が及ばないのである。

b 累積投票の回避

取締役の選任にあたり、株主總會において累積投票を行うことができる（商256條ノ3）。この累積投票を行うことになれば、少數派の株主からもその代表を取締役會に送ることができる。しかし定款によりこれを排除することができることから（商256條ノ3第1項）、累積投票自體が排除されているときにはこれを用いることができない。その場合には定款を變更して、累積投票を行うことにならうが、定款變更に賛成を得ることが難しい。

c 多數決の濫用

株主總會決議は、多數決（資本多數決）の原則により決議がなされる。例えば、少數の株主が過半數を超えた株式を有しているが、他の大多數の株主はわずかな株式數しか有していない場合がある。このような場合、いわゆる大株主がわずかな株式しか有していない株主を追い出すことを目的として決議を行うことがあり得る。このような場合、當該決議の効力をどのように考えればよいのであろうか。

昭和56（1981）年の商法改正により、特別利害關係人の議決權行使による著しく不當な決議については、商法247條1項3號にいう株主總會決議取消事由となった。したがって、この規定に基づき、少數株主が大株主の多數決の濫用によりなされた決議の取消を求めることができる。

3－2 株式買取請求権の問題

會社から株主が退社する場合、當該株式を他人に譲渡しその對價を得ることにより投下資本を回収することになる。商法は、特定の場合につき、株主としその會社にとどまることができないときは、その所有する株式を會社に買い取るように請求することができる。株式買取請求権は、これを行使する場合、その買取價格の問題が生ずる。買取價格の決定が問題となる。

a 取引價格がある場合

取引價格がある場合とは市場價格があることを指すことから、その市場價格により價格を決定することから、このときには價格の問題がないように思われる。ただし、市場價格が常に眞の株式の價格を示しているかどうかという問題は残る。

b 取引價格がない場合

市場價格がない以上、これに代わる價格の決定基準が必要である。例えば、簿價、清算を前提とした價格、企業繼續を前提とした價格等を採用することが考えられる。また買取價格については、このほかに國稅廳の「財產評價基本通達」、「法人稅法基本通達」等を利用した計算もあり、明確な基準がないのが實情である³⁾。

3) 藤原俊雄「反対株主の株式買取請求権」判タ1048號112頁（2001年）、118頁。ここでは、「株式買取請求権制度の運用において、實際上、いちばん問題となるのは、いかにしてその買取價格を決定するかである。…取引相場のない株式については、…大變困難な問題であり、いまだ明確な基準はないというのが實情だというほかはなかろう」と述べる。

3-3 新株発行に関する問題

新株を発行するには、そのことを公示（公告または株主へ通告）しなければならない（商280条ノ3ノ2）。一部の株主の持株数を低下させるために、この公示を行うことなく新株を発行する場合がある。このように公示を缺いた場合、新株発行の効力をどのように考えるのか。有効なのか、無効なのか

最高裁判所平成9年1月28日判決・判タ931号185頁は、この問題につき次のように判示した。

「新株発行に関する事項の公示（商280条ノ3ノ2に定める公告または通知）は、株主が新株発行差止請求権（商280条ノ10）を行使する機会を保障することを目的として會社に義務付けられたものであるから（最高裁平成5年12月16日判決民集47卷10號5423頁）、新株発行に関する事項の公示を缺くことは、新株発行差止請求をしたとしても差止の事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となる」、と。

この判決によれば、公示義務違反のみでは新株発行の無効を主張することができず、その他に新株発行差止の事由がない場合には無効にならうことになった。少數株主の締め出しのための持株低下のはかる新株発行の問題は、通常は少人數の株主により構成されている會社、すなわちその多くは譲渡制限の會社であろう。このような會社にあっては株主に新株引受権が付与されていることから、公示をすることなくこれを無視した新株発行は無効と考えられる。

3-4 最近の株主権行使に関する立法動向

株主権行使に関する問題に關して、最近の動向をここで指摘する。

a 株主提案権（商232条ノ2）

昭和56（1981）年の商法改正により設けられ、発行済株式総数の100分の1以上にあたる株式または300株以上を、6ヶ月前から引き續き有している株主に認められる。これにより株主は、株主總會の會日より6週間前に株主總會において審議すべき議題・議案とする請求ができる。この改正前は、発行済株式総数の100分の3以上の株式を6ヶ月前から引き續き有している株主が、會議の目的事項および招集理由を記載した書面により株主總會の招集を請求し、そこで自己の主張を行っていた（株主總會招集請求権、商237條）。手續的にも面倒であったことから、あまり利用されていなかった。提案権はこのようなことを背景として設けられた。

提案権行使は改正以降多くの會社に見受けられた。多くの場合、會社側（經營側）が反対の意思表示をしていることもあり、これが認められない。しかし、わずかであるがこれが認められたケースもある。

日本經濟新聞2001年6月26日付朝刊17面の記事によると、シントムの株主約40人（合計株式數115萬株式）が、3つの議案を提案した。この115萬株式は、株主提案権に必要な株式數30萬株を大きく上回るものである。記事によると、この提案をしたの

はインターネット上で結成した個人株主集團で、昨年も提案権を行使していた。會社側は、今回の3つの議案に關してはいずれも反対をした。

さらに記事によれば、三井住友銀行でも個人株主が提案権を行使しており、今後ともインターネットの普及により組織化した個人株主らが株主總會で多數派を形成する可能性もあるという。

またアメリカにおける機關投資家が行っているのと同じように、日本においても國內外の機關投資家が提案を行うことまたは株主提案に至らない場合でも會社側の提案に事前に反対することを表明すること、さらに機關投資家ではないが現經營陣に反対の立場にある少數株主が同様の行為を行うこと、これらの行為は、少數株主としての強い意思表示または権利の行使と捉えることができる。

以上のようなことから考えると、商法改正との關係もあるが、コンピュータ、携帶電話によるインターネット化が進み、それらを利用した株主總會への參加がもし認められると、今後はこの提案権行使が多く行われることが豫想される。そうすると、たとえば、株主提案権が行使された場合、會社側が多數派工作をして株主の提案を株主總會において否決することができたとしても、毎年このような提案権の行使に取締役および監査役がさらされることになるので、取締役および監査役には適法かつ妥當な經營および監査を行うことが期待できる。さらに、一步進んで考えてみると、たとえ會社側が反対表明をして多數派工作をしたとしても、株主の豫想外の出席または缺席により、株主提案が賛成多數で可決されるという事態も考えられる。この點からは、株主提案権さらには株主總會招集請求権の行使は、それを行使する者が大株主であろうともしくは少數株主であろうとまたは機關投資家であろうともしくは個人株主であろうとも、このようなことで株主の意思を經營者側に示すことになり、株主による法令遵守・健全經營へのチック機能の有効な行使ということになる。

ところでこの問題に關しては、平成13(2001)年改正法による條文の改正および中間試案の提案がなされている。以下では、これらの考え方を概観する。

(平成13(2001)年改正法)

この改正法は、自己株式の取得及び保有を中心とした株式制度に關する改正であり、これに關連する條文の文言が改正された。

株主提案権(商232條ノ2)の持株要件「發行済株式總數の100分の1以上にあたる株式または300株以上」、および株主總會招集請求権(商237條)の持株要件「發行済株式總數の100分の3」が、次のように改正された。すなわち、株主提案権の持株要件は「總株主の議決權の100分の1以上または300個以上の議決權」(改正商232條ノ2)となり、株主總會招集請求権の持株要件は「總株主の議決權の100分の3」(改正商237條)となった。

從來、単位株制度をとっていた會社をはじめ、會社が任意に單元株制度をとることができるので(定款で一定數の株式を1單元とすることができる。改正商221條・改正242條3項)、この單元株制度の場合には1議決權は1單元となる。単位株制度を採用していないかった會社も單元株制度を利用できるので、今後は、例えば、1單元を1000株とすることにより、從來であれば300株を有していればこれを利用することができた個人株主が、

これを利用できなくなることも考えられる。この點から考えると、單元の決め方如何では、少數株主権の行使が厳しくなる側面があることは否めない。

(中間試案)

行使期限の繰上の提案（中間試案第9）。

現行の株主提案権（商232條ノ2）を行使するには、持株要件の他に、株主総會の會日より6週間に株主總會において審議すべき議題・議案を請求しなければならない。中間試案は、この6週間を8週間にすることを提案している。これは、株主總會通知または参考書類に記載すること等の事務的な時間を考えて2週間早くなつたものと法務省より説明されている。中間試案は、株主總會招集請求権行使した場合、現行法では會社が總會招集手續を行わなかった場合には、株主は裁判所の許可を得て請求があつた日から6週間以内の日を會日とする總會を招集することができると規定している點についても（商237條2項）、これを8週間とすることを提案する。

この提案のとおり行使期限の繰上をすることは、確かに會社の事務の繁雑さを考えるとやむを得ないであろう。むしろ、中間試案が提案する行使期限の繰り越しよりも重要なことは、株主に對して、會社が株主總會の會日を早く知らすことにより、この行使期限を過ぎることなく株主がこれらの権利行使するような方策を探ることである。これは現在の6週間であっても、また中間試案の8週間でも同じことである。會日を知らなければ、行使期限を知ることもできない。

b 取締役の責任と株主代表訴訟に関する問題點

日本においても、株主代表訴訟が認められており、6ヶ月前から引き續き有している株主はこれを行ふことができる（商267條）。株主のこの権利は、aで述べた株主提案権および株主總會招集請求権と異なり、1株式でも有していればこれを提起できる。平成5（1993）年の商法改正前は株主代表訴訟はほとんど見受けられなかつたが、改正後は訴訟の手數料について一律8200円となつたことから（商267條4項、民事訴訟費用等に関する法律4條2項・同別表第1第1項）、多くの會社でこれが提起されている。

取締役の責任および株主代表訴訟に関する問題が、このように株主代表訴訟が多く提起されるようになってからいくつか現れてきた。そこで以下では、これらの點につき、まず問題點をb-1からb-4において指摘し（問題の所在を指摘するにとどめる）、ついでb-5において、これらのb-1からb-4における問題點に関する立法の動向について述べる。

b-1 取締役等の責任の根據となる法令違反の範囲

・法令違反（商266條1項5號）にいう法令の範囲

商法266條1項5號は、取締役が法令または定款に違反する行為をしたときには、會社が被つた損害を賠償しなければならないと規定している。この場合、法令とは、すべての法令をさすのであろうか（非限定説）、それとも限定されるのであろうか（限定説）。この問題は、株主代表訴訟が多く提起されるようになってから、再度検討されそこでは議論が分かれていた問題である。

最高裁判所平成12年7月7日判決（判時1729號28頁）は、商法266條1項5號にいう法令の範囲は、商法その他の法令中、會社を名あて人とし、會社がその業務を行うに

際しては遵守すべきすべての規定を含むと判示した⁴⁾。

この最高裁判決からは、すべての法令違反が対象となるのではなく、あくまでもそこには一定限度の範囲があることが明らかにされた⁵⁾。この最高裁判決は、漠然とした非限定説から一步踏み出し、意識的な非限定説に立つものであるといわれている⁶⁾。

b - 2 取締役等の負う損害賠償額

損害賠償額をどのように考えるのか

会社が被った損害額となると巨額な損害賠償額となる場合がある⁷⁾。

経営判断の原則が、判例法上も確立しつつあることから、單なる過失により責任を負うと判断されることではなく、責任を負う場合であっても、金額的には1億円以下がほとんどであったといわれている⁸⁾。

しかし、大和銀行株主代表訴訟事件の大阪地方裁判所平成12年9月20日判決（商事法務1573号4頁）では、被告取締役11名に對して7億7500万ドルの損害賠償を命じる判断がなされた。これを機に、損害額をどのように考えるべきかがまた論じられるようになった⁹⁾。すなわち、このような巨額な損害賠償が認められることになると、經營者が經營

4) 最高裁判所平成12年7月7日判決（判時1729号28頁）は、次のように判示していた。

「株式會社の取締役は、取締役會の構成員として會社の業務執行を決定し、あるいは代表取締役として業務の執行に當たるなどの職務を有するものであって、商法266條は、その職責の重要性にかんがみ、取締役が會社に對して負うべき責任の明確化と嚴格化を圖るものである。本規定は、右の趣旨に基づき、法令に違反する行爲をした取締役はそれによって會社の被った損害を賠償する責めに任じる旨を定めるものであるところ、取締役を名あて人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める商法254條3項（民法644條）、商法254條ノ3の規定（以下、併せて「一般規定」という。）及びこれを具體化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定が、本規定にいう「法令」に含まれることは明らかであるが、さらに、商法その他の法令中の、會社を名あて人とし、會社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれるものと解するのが相當である。けだし、會社が法令を遵守すべきことは當然であるところ、取締役が、會社の業務執行を決定し、その執行に當たる立場にあるものであることからすれば、會社をして法令に違反させることのないようにするために、その職務遂行に際して會社を名あて人とする右の規定を遵守することもまた、取締役の會社に對する職務上の義務に屬するというべきだからである。したがって、取締役が右義務に違反し、會社をして右の規定に違反させることとなる行爲をしたときには、取締役の右行爲が一般規定の定める義務に違反することになるか否かを問うまでもなく、本規定にいう法令に違反する行爲をしたときに該當することになるものと解すべきである。」

5) この點に關して、大阪地方裁判所平成12年（2000年）9月20日の大和銀行代表訴訟事件判決では、法令遵守につき次のように述べている。

「取締役は、會社經營を行うに當たり、株主利益の最大化を究極の目的としつつも、目的達成の過程では、須く、法令を遵守することが求められているのであり、法令遵守は、會社經營の基本である。商法266條1項5號は、取締役に對し、我が國の法令に遵うことを求めているだけでなく、外國に支店、駐在所等の據點を設けるなどして、事業を海外に展開するに當たっては、その國の法令に遵うことともまた求めている。外國法令に遵うことは、商法254條3項において準用する民法644條が規定する受任者たる取締役の善管注意義務の内容をなすからである。」、と。

この大阪地裁判決によれば、外國におけるその國の法令違反も、一般的な義務である取締役の善管注意義務違反により、その損害賠償を求めることができる點が注目される。

6) 宮島司「判例批評」ジュリスト1202號92頁（2001年）。

7) 近藤光男「商法改正と株主代表訴訟」ジュリスト1191號6頁（2000年）は、損害賠償責任には損害填補的效果と抑止的效果があり、巨額の賠償責任は、損害填補としては理由があつても抑止の意味では適切でない場合があると述べる。

8) 岩原紳作「株主代表訴訟」ジュリスト1206號123頁（2001年）。

9) 大阪地方裁判所平成12年（2000年）9月20日の大和銀行代表訴訟事件判決に關する判例批評として、次のようなものがある。岩原紳作「大和銀行代表訴訟事件1審判決と代表訴訟制度改正問題（上）（下）」（上）=商事法務1576號4頁（2000年）・（下）=1577號4頁（2000年）、中村直人「大和銀行事件判決

そのものに萎縮するのではないか、そうならないためには賠償額に一定限度を設けるべきではないかという議論である。

b - 3 和解と会社の被告側への補助参加

・和解

代表訴訟が提起されたときに、和解を認めることができるのでしょうか。いくつかの代表訴訟が、原告株主側と被告取締役側との間で和解がなされている。例えば、日本サンライズ事件（平成6年）、高島屋事件（平成9年）、日本航空電子工業事件（平成9年）である。

代表訴訟について原告の株主と被告の取締役との間で和解をなすことで、取締役の会社に對する責任が果たされたといえるのでしょうか。また、和解については、裁判上の和解のみならず、裁判外の和解もあることから、兩者を同じように考えることができるのであろうか。この點、「訴訟上の和解によって原告以外の株主の利益が害される危険性もあるが、かかる危険が生じる可能性は、裁判外の和解の方が高いと考えられる。したがって、代表訴訟がひとたび提起された以上は、裁判外での和解は爲しえないとすべきである」と述べる見解がある¹⁰⁾。

・被告の取締役等の側に会社は補助参加することを認めるべきか

この問題については、かつて高等裁判所のレベルでは、肯定する立場と否定する立場が分かれていた¹¹⁾。最高裁判所平成9（1997）年1月20日決定（資料版・商事法務155号140頁）は、会社が被告取締役への補助参加の申し出につき、下級審にてこの申し出が認められなかつたので特別抗告をした事件において、最高裁判所はこの抗告を却下した。しかし最高裁判所は、平成13（2001）年1月30日の決定において（判例時報1740号3頁）「取締役會の意思決定が違法であるとして取締役に對して提起された株主代表訴訟において、株式會社は、特段の事情がない限り、取締役を補助するため訴訟に參加することができる」と述べ、これを肯定した。この決定は、すべての場合に会社が補助参加することができるのことを意味するものではない。これらの最高裁判所の判断からは、取締役の個人的な問題には適用されず、取締役會の意思決定が争点となる場合、すなわち會社の意思決定が争点となる場合に限り、会社が被告側に補助参加することが認められるのである。

b - 4 代表訴訟の濫用

株主側で、株主代表訴訟制度を濫用する場合が見受けられる。これは手數料が8200円となったこと、さらに總會屋といわれる特殊な株主が賣名行為として行うことがその理由であると考えられる。

このような株主の代表訴訟の濫用に對しては、被告側が擔保提供制度（商267條5項）を利用して防御している。すなわち、被告側が原告の惡意を理由に裁判所に對して、擔

と代表訴訟制度のあり方」ジュリスト1191號16頁（2000年）、川村正幸「判例批評」金融商事判例1107號56頁（2001年）、森本滋「判例批評」判例評論508號38頁[判時1743號200頁]（2001年）、川口恭弘「判例批評」ジュリスト1202號93頁（2001年）。

10) 中島弘雅「民事手續法の觀點からみた代表訴訟」ジュリスト1191號15頁注（24）（2000年）。

11) 被告の取締役等の側に会社が補助参加することを肯定する立場と否定する立場として、次の高等裁判所の決定例を擧げることができる。まず肯定する立場として、東京高等裁判所平成9（1997）年9月2日決定・判タ984號234頁。否定する立場として、名古屋高等裁判所平成8（1996）年7月11日決定・判タ923號284頁。後者の名古屋高等裁判所の決定は、後述の最高裁判所平成9（1997）年1月20日決定（資料版・商事法務155號140頁）の原決定である。

保を提供することを請求することにより、防御しているのである。裁判所がこれを認めて擔保提供の命令を出した場合、原告側がこの命令に従わないことが多く、その結果當該代表訴訟が取り下げまたは却下となっているのである¹²⁾。このようなことから、たとえば代表訴訟を提起することができる原告適格について、これを制限するような他の防御方法についても論議されるようになった¹³⁾。

b - 5 最近の改正提案

この5月に、議員立法として、企業統治関係商法改正法案が提出された。この法案は、監査役の機能を強化すること、取締役等の会社に対する責任の軽減に関する要件を緩和すること、株主代表訴訟制度の合理化の3つを目的としている。ここでは、取締役等の会社に対する責任の軽減に関する要件を緩和すること、株主代表訴訟制度の合理化に関する提案について、以下では（取締役の責任関係）と（株主代表訴訟関係）に分けて簡単に述べる。

（取締役の責任関係）

・取締役の責任の免除・損害賠償額に関する提案

（株主総会決議による免除）

商法266条1項5号の行為に関する取締役の責任は、その取締役が職務を行うにつき、善意かつ重過失がない場合には、一定の限度額まで株主総会の決議により免除することができるとする（法案266条7項柱書）。例えば、報酬その他の対価として支拂われる額の営業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額に損害賠償額を限定しようとする。

（定款規定による免除）

商法266条1項5号の規定にかかわらず、定款をもって、商法266条1項5号の行為に関する取締役の責任について、取締役が職務を行うにつき、善意かつ重過失がない場合には、一定の要件のもと、一定の限度額まで取締役会の決議により免除することができる（法案266条11項）。例えば、上述の（株主総会決議による免除）と同様に、報酬その他の対価として支拂われる額の営業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額に損害賠償額を限定しようとする。

定款による免除は、このような取締役会決議による免除（法案266条11項から15項）のほかに、社外取締役に関する定款規定の直接の適用もある（法案266条16項から20項）。社外取締役に関する定款規定の直接の適用は、定款に定めた範囲内において豫め定める額と一定金額の合計額（例えば、上述の報酬その他の対価の2年分）のいずれか高い額を限度する賠償責任を負う旨の契約を行うことができるとする（法案266条16項）。つまり、契約により社外取締役の責任額の上限を設けることになる。

なお（株主総会決議による免除）または（定款規定による免除）による場合であっても、監査役全員の同意を必要とする（法案266条9項・12項・18項）。

12) 岩原・前掲注（注8）123頁。なお、同124頁によれば、擔保提供の決定までには平均17ヶ月ほどかかると言われている。

13) たとえば、中島・前掲（注10）9頁（2000年）においては、濫訴に関する防止策について、その必要性、擔保提供制度、原告適格について検討している。

このような、取締役の責任の免除・損害賠償額に関する提案には、報酬の範囲の定め方の問題、2年間という限度の定め方の問題、さらには手續的な面の問題があることを指摘する見解がある¹⁴⁾。

(株主代表訴訟関係)

・提訴権者の限定（法案267条1項）

現行法は、6ヶ月前から引き継ぎ有している株主に提訴権を認めている（商267条1項）。この要件を削除し、株式の譲り受けにより株主となった者が、その譲り受け当时、取締役の責任の原因となる事實があったことを知り、または容易に知ることができたときは、提訴することができないとすることを提案する。

この提案に對しては、古くても重大な事件を見逃す結果になりかねないこと、違法行為を行った取締役よりもそれを知つてから株主となった者のほうが悪いと考えるのはおかしなことであること等から、株主が責任原因事實を知ることができた場合までも提訴資格がないとすることに反対する意見がある¹⁵⁾。株主代表訴訟の目的はいろいろと考えられるが、會社の利益の回復を考える場合には、原告適格の限定がどの程度までこの利益回復に影響するのか、むしろ限定せず、擔保提供等の濫訴防止策で對応することで足りると考えることもできる¹⁶⁾。

・考慮期間の延長（法案267条2項）

現行法は會社に對して株主から取締役の責任追及の請求を受けた場合、監査役がこの請求を認めて責任追及を行うかどうかを考えるために、30日の考慮期間がある（商267条2項）。この期間を60日とすることを提案する。

果たしてこの延長がどの程度の意味を持つのであろうか。このことは、當該事實の確認及びその後の検討のために、監査役または大會社の場合には監査役會に時間を必要とするためであろう。緊急の場合には株主が株主代表訴訟を提起することができるので、延長してもよいと考えられるが、そもそも監査役としての職務は、取締役の職務執行を監査することであるから、この職務を十分に遂行していれば違法行為を自ら發見するであろうし、また代表訴訟の請求にも迅速に對応できると考えられることから、このように延ばすことにある意味がないのではないだろうか。

・和解（法案268条5項）

會社法上、和解に關する規定は設けられていない。そこで、取締役の責任を追及する訴

14) 岩原・前掲注（注8）129、130頁。この見解からは、このような一般的な事前免責制度は廢止すべきであり、この制度を残すとしても、免責限度額に關する問題を解決したうえでの、社外取締役に關する定款規定に基づく直接免責制度のみであると述べる（同・130頁）。

15) 岩原・前掲注（注8）131頁。また中島・前掲（注10）10頁は、濫訴防止策としての原告適格について、かつての自民黨の「商法改正案要綱」が原告適格を取締役の行為が行われた時に株主であった者（行為時株主）に限定することを提案していたことに關し、次のように述べる。すなわち、とくに強く反対すべき理由はないしつつも、株主代表訴訟は辯護士のイニシアティブにより提起される場合が多く、辯護士が行為時株主を捜してくることは困難ではないことから、このような限定はさほど濫訴防止策にはならないと。

16) たとえば、中間試案の第19で検討されている委員會制度（とくに訴訟委員會）を設けることも、濫訴防止の對策である。ここでは、これ以上言及しない。

訟につき、会社が和解をする場合については、總株主の同意を得ることなく取締役の責任を免除することができるとしていることを提案する。

現行法上の規定では、總株主の同意がなければ取締役の責任を免除することができないことから（商266條5項）、法案はこの規定の例外となる。

和解の効力については、現行法のもとでは、原告以外の株主をも拘束する和解を行うことは解説論上も困難であると解されている¹⁷⁾。この提案は、まさにこのようなことを立法的に解決するためのものである。しかしこれに關しても、アメリカにおける和解と同様に裁判所の認可を必要とする規定を設けるべきであること、および和解案が会社に通知されるのみではなく、通知または公告により株主に對してもしらせるようにし、この和解に異議がある株主が訴訟に參加するようなことを考えるべきであるとの意見もある¹⁸⁾。少なくとも和解の効力をすべての株主に對して及ぼそうとするのであれば、株主全員に對して何らかの形で和解に關する通知を行うことは必要であることはいうまでもない。

・補助參加（法案268條8項）

すでにb-3において述べたように、現在では、判例においても会社が被告側に補助參加することが認められている。そこで企業統治關係商法改正法案は、監査役全員の同意を得て、会社が被告側を補助するために株主代表訴訟に參加することができることを提案する。

このような補助參加を認めるとしても、重要な證據資料等は会社が有していることから、實際の代表訴訟においては被告側に有利な資料のみを会社が提供することが考えられる。このような危険性があることから、この提案に對しては、原告側は責任の證明を行うことが困難となることが考えられるので、公平な裁判を實現するための法的整備（例えば、会社が證據保全義務、證據開示義務を法的に負わせる）を望む見解がある¹⁹⁾。

c 會計帳簿閲覧請求権（商293條ノ6）

会社の會計帳簿及びその他の書類は、發行済株式總數の100分の3以上の株式を有していれば、理由を付した書面により会社に請求しこれらを閲覧することができる。会社がこの請求を拒否できる場合は、法定されている（商293條ノ7）。株主は會計帳簿閲覧請求權行使することにより、会社から情報を得て、会社の不正行為、取締役の違法行為を追求することができる。

この権利を株主が不當に利用すること、すなわち株主権の正當な行使と認められない場合が見受けられるようになった。ニッポン放送事件（東京地方裁判所平成6年3月4日決定・判時1459號139頁）では、近い将来競業を行う蓋然性が高い場合には、競業会社に該當することを理由に、商293條ノ7所定の拒否事由にある競業会社からの請求として、株主の閲覧請求を認めなかった。

17) 中島・前掲（注10）13頁。さらに同論文は「立法論としては、訴訟上の和解を否定すべき理由はなく、むしろよい和解を促進し、和解の弊害をなくすための法改正は、不可缺のものといってよい」と述べる。

18) 岩原・前掲注（注8）132頁。

19) 岩原・前掲注（注8）131、132頁。また中島・前掲（注10）12頁は、「長期的な立法課題として、裁判所が、株主代表訴訟の審理に必要な訴訟資料を得る目的で、会社に對して、中立的な立場で審理に協力するよう求める制度の導入も、併せて検討される必要があろう。また、会社の訴訟参加の有無に關係なく、会社による被告取締役への訴訟支援について、歯止めを論じる必要もあるようと思われる」と述べる。有利な立場にある者が、その立場を利用すると、株主代表訴訟は形式的に訴訟自體が進行するようであっても、その實は一方的な立場に基づく證明のみがなされる危険性があることは認識しておくべきであろう。

会社の内部情報は機密情報を多數含むことから、容易にこれらの情報を閲覧されると会社にとっては不測の事態を招くことにもなりかねない。逆にこれを厳しくすると、株主は取締役等の不正行為を発見することができなくなるおそれがある。このようなことから、現行法は株主に對して閲覧請求に関する持株要件を課し、さらに理由を付した書面により会社に請求を求めるこにより、その調和をはかっている。拒否事由が法定されていることから、これに合致しない限り会社は株主の請求を認めて、必要な帳簿及び書類を閲覧させなければならない。株主は、まさに株主としてこれを行使することにより、経営へのチェックを行うことができよう²⁰⁾。

4 おわりに

少數株主に関する問題は、經營権の問題、資本多數決の問題、さらにはその会社の分類（大會社・中會社・小會社。これに株式譲渡制限會社か否かも要素となる）によつても、生じうる問題は異なる。したがつて、具體的事例に則して考えなければならない。

日本では、より充實したコーポレートガバナンスを達成するために、商法の全面改正が豫定されている。その作業は從來のものより早く、2002年の國會にはその改正案を提出する豫定である²¹⁾。公開會社中心とする大會社と家族のみで行つてゐるごく小さな會社も、同じように規定されるのではなく、おそらく現行法より踏み込んだ規制が行われよう。

少數株主の問題は、先にも述べたように會社の種類により、また具體的な事件ごとに異なるものである。少數株主の權利の行使は、昭和56（1981）年の商法改正後に、多く見受けられるようになった。このことは、少數株主が行使することができる權利がいくつか創設されたり改正されたりしたことも起因しよう。さらに最近の少數株主の權利行使は、1990年代に入ってからの會社不祥事、經營悪化等が原因となつてゐるとも言えよう。これらのこととは、今までにない會社經營者への警告の意味を持つものと考えることができる。

ただし各國においても共通の問題でもあるように、株主に權利を認めることと株主がその權利を濫用することを、どのように調整するのかが少數株主の權利を考えるうえでの基本

20) この持株要件は、平成5（1993）年の商法改正により、發行済株式總数の10分の1から100分の3となった。この持株要件については、もっとも緩やかな單獨株主權として構成することも含めて、その緩和がなされると、株主にとってはこの閲覧請求権を活用して會社經營をより質効性のある形でチェックすることができよう。しかし、このことと裏腹に、本文で述べたような危険性を否定することはできず、むしろこの危険性が持株要件緩和で膨らむこととも考えられることから、この危険性をできるだけ排除することができる方策を、持株要件のみならずこのような閲覧権をどのように位置づけて考えていくのかは、立法の論的には難しいものである。一つの考え方として、持株要件を緩和してそこで多くの問題が起これば、判例法の國々ではないが、判例の蓄積を待つことも考慮してよいのではないか。

21) 中間試案のうち、株式制度關係の見直しおよび會社關係書類の電子化については、9月5日に法制審議會總會決定「商法等の一部を改正する法律案要綱」として法務大臣に答申された。このように、商法の改正の動きは、できることから速やかに改正することにより、日本の商法、とりわけ會社法規制を賃りあるものに變えようとしている。最近の議員立法による商法改正との關係からも、迅速かつ適切な商法改正を目指しているようである。

最近の改正に關する文獻は多々あるが、ジュリスト1206号（2001年）は、特集に「商法大改正の課題と展望」として特集を組んでゐる。平成13（2001）年改正法、中間試案及び企業統治關係商法改正法案に關して、種々の問題點を検討しているほか、それぞれの法律または案、解説、條文または條文案の新舊對照表等を掲載している。

的な姿勢であろう。どのような法規制を設けたとしても、会社を実際に經營する取締役側も、また株主（とくに會社經營に關心を持つ少數株主）側も、それぞれの立場・主張を理解することが必要であり、とくに少數株主にとっては株主權の意味を理解した上でその權利行使することにより、多くの株主の贊同を得る行爲となろう。

本報告が、果たしてこのセミナーの本旨にそったものかは疑わしいものです。しかしこの報告により、少數株主に関する問題のみならず、日本の會社をめぐる法的問題にご参加の皆様方が少しでも關心を持っていただければ幸いです。皆様方のご静聽に感謝申し上げます²²⁾。

22) 韓國の會社法については、IMFの影響でこのようになったと聞いているが、日本より早くコーポレートガバナンスの必要性に基づき、會社法を改正している。さらに、會社形態をはじめとする基本的なことについては、日本と韓國の會社法にはあまり變わりがないと本セミナー前に聞いていた。しかし、本セミナーにおける私の報告を含めたすべての報告及び質疑應答において感じたことは、やはり兩國の事情の違い（國情の違い）がそこにあることであった。兩國間には、同じ意味を持つ權利であっても、その行使には、主體・方法に違いがあり、また株主と會社の關係にも違いがあるようである。このことは比較法を研究する者にとって、單なる條文上の文言ではなく、背景にある國情を理解することが必要であることを改めて痛感した。このことは、學問の難しさに通じるものである。ウルサン大學社會學部法律學科と福岡大學法學部との交流計畫を検討することが主眼であったが、このセミナーへの參加は學問の難しさをまた改めて感じたものであった。このようなことからも、2001年9月11日にウルサン大學にて開催されたセミナーに、報告者として參加することができたことを光榮に思います。ウルサン大學での交流計畫の擔當者であり、このセミナーの實質的責任者である劉榮一先生に感謝いたします。またこのセミナー當日の通譯のみならず、前の段階から連絡をいただき、報告レジュメの翻譯、さらには本稿の翻譯を擔當してくださった王舜模先生（慶星大學校）に感謝いたします。